

犯罪被害者支援の歴史社会学に向けて

—— 先行研究と分析視角の検討を中心に ——

岡村逸郎

1 問題の所在

1.1 1990年代以降における犯罪被害者支援の展開

本稿の目的は、犯罪被害者支援の言説の歴史的な形成過程について分析する「犯罪被害者支援の歴史社会学」に、いかなる社会的な意義があるのか考察することである。

日本における犯罪被害者支援の言説を支えてきたのは、おもに法学、被害者学、精神医学、臨床心理学を専門にする学者だった。複数の著書が、これらの学者によって2000年前後以降に出版された¹⁾。

図1は、被害者という言葉と特定の言葉を含む論文・記事の件数の年別推移について示したものである。これをみると、「支援」という言葉が「被害者」という言葉に付随して用いられはじめたのは、1990年代に入ってからだったとわかる²⁾。

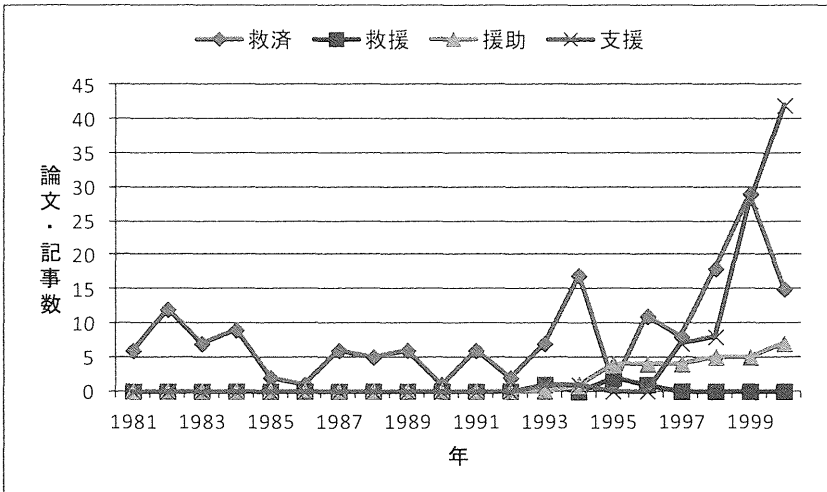


図1 被害者という言葉と特定の言葉を含む論文・記事の件数の年別推移³⁾

この背景には、民間のレベルにおける2つの動きがあった。第1に、犯罪被害者支援フォーラムという集会が定期的に開催されるようになった動きである。このフォーラムの第1回は、1996年11月5日に、犯罪被害者救援基金⁴⁾、日本被害者学会⁵⁾、ならびに犯罪被害者相談室⁶⁾の共催によって開催された⁷⁾。第2に、複数の民間の犯罪被害者支援団体が結成されるようになった動きである。犯罪被害者相談室が1992年3月に設置されたのをはじめとして、複数の民間団体が1995年以降に全国で結成された。1998年5月には、全国被害者支援ネットワークがこれらの複数の民間団体をまとめる上位組織として結成された。このネットワークは、1999年5月に、犯罪被害者が有する7つの権利について記した「犯罪被害者の権利宣言」を公表した。その権利の1つとして、「支援を受ける権利」が定められた(山上 2008:11-4)。

立法のレベルでは、以上の2つの動きを受け、いわゆる「犯罪被害者保護関連2法⁸⁾」が2000年5月12日に成立した。そして、「犯罪被害者等基本法」が2004年12月8日に成立した。この法律の前文においては、犯罪被害者が「十分な支援を受けられ」ていないと明記された。そして、犯罪被害者支援を拡充させるために今後実施されるべき施策が、具体的に定められた。たとえば、「給付金の支給に係る制度の充実等」(13条)、「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」(14条)、「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等」(18条)などである。

1.2 「支援」の意味論——主体性と「対等」さ

では、犯罪被害者支援という言葉は、どのような意味で用いられてきたのだろうか。

ここで筆者が注目するのは、『講座 被害者支援』(全5巻)である。これらは、宮澤浩一⁹⁾の監修のもとで、2000年6月から2001年9月にかけて出版された著書である。その執筆者として、法学、被害者学、精神医学、臨床心理学を専門にする学者、弁護士、被害者支援団体の構成員、関係省庁の官僚などが選ばれた。

宮澤は、講座の冒頭において以下のように述べた。

「被害者救助」、「被害者救済」のいずれも、救助・救済する側の積極的な立場とそれを受ける側の受動的な立場が前面に出るので、好ましくない。その意味では、「被害者援助」にも同じようなニュアンスがある。これに対して「被害者支援」では、被害を受けた人の立ち直りを支え、立ち直らせるための「助言」、そのために必要なサポートを行うという、支援する側の「控えめな立場」を表し得るので、訳語としても、また我が国の今後の被害者に対する政策の展開を示す言葉としても相応しい用語であると考えられる。(宮澤 2000:10-1)

また瀬川晃¹⁰⁾は、同書において以下のように述べた。

わが国でも、犯罪被害者への関心は1970年代から存在した。そうした関心は、当初、「被害者救済」、「被害者政策」、「被害者対策」といったタームで論じられていたが、関心の中心が被害者に対する国家補償から被害者のケアへと移るにつれて、次第に「被害者保護」、「被害者援助」、「被害者支援」というタームが多く用いられるようになった。また、ケアを行う側と受ける側の関係を対等ととらえるべきとの配慮から、近年では「被害者支援」という用語がキーワード化する傾向にある。(瀬川 2000:42)

以上の引用文においては、支援という言葉が、被害者に何かしらの働きかけをおこなう行為を表わす言葉として、救助・救済という言葉よりも、さらに援助という言葉よりも、望ましいものだとされている。その理由は、支援の実践が被害者の主体的な「立ち直り」を支えるものであるからだと説明されている。また、支援の実践が支援者－被害者間の「対等」な関係にもとづくものであるからだと説明されている。すなわち以上の説明においては、犯罪被害者支援が、支援者－被害者間の「対等」な関係にもとづいて被害者の主体的な「立ち直り」を支える実践だとされているのである。

以上の意味のもとで展開される犯罪被害者支援の言説は、いかなる歴史的な過程において形成されたのだろうか。筆者は、このことについて分析する研究を、「犯罪被害者支援の歴史社会学」として構想する。本稿の目的は、この犯罪被害者支援の歴史社会学に、いかなる社会学的な意義があるのか考察することである。

本稿の構成は、以下のとおりである。まず2節で、支援にかんする先行研究をみる。つぎに3節で、被害者にかんする先行研究を記述する。具体的には、犯罪社会学および法社会学の領域における犯罪被害者支援をあつかう先行研究が提示した知見(3.1)、それらの領域における犯罪被害者保護をあつかう先行研究が提示した知見(3.2)、ならびに構築主義およびエスノメソドロジーにおける被害者研究が提示した知見(3.3)をまとめたうえで、それぞれの先行研究の限界を指摘する。さらに4節で、犯罪被害者救済ないし支援にかんする歴史研究を、筆者がもっとも直接的な批判対象に位置づける先行研究として考察する。そして5節で、筆者が以上の先行研究の限界を乗り越えるために依拠する分析視角として、言説分析を検討する。最後に6節で、犯罪被害者支援の歴史社会学の構想を提示する。

2 支援にかんする先行研究

筆者は、犯罪被害者支援の言説の歴史的な形成過程について分析する研究にとり組むことで、いかなる現象を記述することになるのだろうか。さらにその研究

には、いかなる社会学的な意義があるのだろうか。

これらの問いに答えるためには、「支援」を対象とする社会学の先行研究と「被害者」を対象とする社会学の先行研究について、それぞれ個別に検討する必要がある。以下では、2節で支援にかんする先行研究が提示した知見、3節および4節で被害者にかんする先行研究が提示した知見をまとめる。そのことによって、犯罪被害者支援の歴史社会学がいかなる射程をもった研究であるのか見定めるために必要な、基本情報を提示する。

2.1 崎山治男ほか編『〈支援〉の社会学』

1.2では、犯罪被害者支援が、支援者－被害者間の「対等」な関係にもとづいて被害者の主体的な「立ち直り」を支える実践だとされていることを確認した。支援という言葉をこのような意味でとらえることは、社会学の先行研究においてもなされてきた。

崎山治男ほか編（2008）は、支援の実践に対する2次観察にもとづき、望ましい支援のありかたを検討する。とりわけ、伊藤智樹と佐藤恵は、セルフヘルプ・グループを対象とする質的調査にもとづき、支援の実践を、障害者の主体的な「自己物語」の構築（伊藤 2008）や犯罪被害者の主体的な「回復」（佐藤恵 2008）を支えるものとして記述する。

以上の先行研究が観察対象とするのは、被支援者の主体性や支援者－被支援者関係の「対等」さを求める志向である。その志向のもとでは、主体性や「対等」さが、達成が困難なものだとされながらも執拗に求められる。すなわち、「〔引用者注：支援者の〕『貢献』がたやすく達成されるものではないという自省にもとづきながら——『寄り添い』を志向する」（崎山 2008：10）ことが求められる。

2.2 『〈支援〉の社会学』の限界——歴史的な視点の欠落

支援の実践を対象とする以上の先行研究は、その実践を所与のものとして、現在の「現場」における実践の妥当性や効果を徹底的な2次観察にもとづいて再評価する点に特徴がある。

支援の「現場」に「寄り添う」社会学研究は、「現場」に還元可能な実践的知見を提供することに重点をおいてきた。しかしその研究には、大きな欠点がある。それは、研究自体が、観察対象とするべき支援の言説の磁場と容易に共振してしまうことである。支援の「現場」に「寄り添う」社会学研究は、主体性や「対等」さの実現が困難であるにもかかわらず、それらの実現が、支援者によって、さらにときとして観察者である学者によってすら、あくまで追求され続けてしまう現象を、自明視してしまっている。そのため、主体性や「対等」さを追求する個々の行為にいかなる社会的な規範が作用しているのかについて、明らかにしていない。いいかえれば、その規範を相対化する方法が欠落している。要するに、支援の「現場」に「寄り添う」社会学研究には、支援の言説を歴史的に分析する視点

が欠落しているのである。

1.2でみた宮澤や瀬川のような法学者であれ、2.1でみた伊藤や佐藤恵のような社会学者であれ、学問に従事する以上、何かしらの専門知を産出する必要がある。したがって、そこにある程度の観察者－被観察者間の非対称性が生じることは、通常のことである。

にもかかわらず、なぜ学者にとって、支援者－被支援者関係の「対等」さが、さらには、ときとして学者－被支援者関係の「対等」さが、重要なトピックとして浮上してしまうのだろうか。このことが、犯罪被害者支援の歴史社会学の根本的な問いである。その問いに答えるうえでは、支援の言説を歴史的な視点から分析することによって相対化することが、有効なアプローチになる。

3 被害者にかんする先行研究

2節では、支援の言説を歴史的に分析することの意義について論じた。支援の言説を研究対象とするさいには、さまざまなフィールド選択の可能性がある。たとえば、障害者支援、被災者支援、児童自立支援、そして被害者支援などである。そのなかで筆者は、被害者支援の言説を研究のフィールドとして選択する¹¹⁾。

筆者は、とりわけ「被害者」支援の言説を対象とする研究にとり組むことで、いかなる現象を記述することになるのだろうか。本稿は、この問いに対する答えを、最終的に6節で提示する。

3節および4節では、そのことにさき立ち、被害者にかんする先行研究が提示した知見をまとめる。

3.1 犯罪被害者支援をあつかう先行研究

1990年代以降における犯罪被害者支援ないし保護の動きについては、複数の議論が、おもに犯罪社会学および法社会学の領域を中心としてなされてきた。

その議論においては、一方で、犯罪被害者支援の肯定的な側面に注目する研究がなされてきた。佐藤恵は、セルフヘルプ・グループを対象とする質的調査にもとづき、「現場」でおこなわれている犯罪被害者支援の実践について記述することをおして、その実践の可能性を考察する(佐藤恵 2001, 2003, 2008, 2013)。また辰野文理は、量的調査にもとづき、犯罪被害者支援の実践を記述する¹²⁾(辰野 2003)。

他方で、犯罪被害者支援の否定的な側面に注目する研究がなされてきた。浜井浩一は、犯罪不安が1990年代以降の日本で恒常的な社会問題となった一因を、犯罪被害者支援を求める市民活動がマスコミ・行政・専門家の活動と連携したことにもとづき(浜井 2004: 19-21)。また、浜井浩一とT. エリスは、検察主導型の厳罰化が日本で進展した一因を、犯罪被害者支援運動がマスコミをとおして一般の感情移入を動員したことにもとづき(Hamai and Ellis 2008=2009: 105-

14).

以上の先行研究は、犯罪被害者支援の活動について、異なる2つの視点から知見を提示した。しかしこれらの研究には、つぎの限界がある。それは、双方の研究が巻き込まれてしまっている言説空間自体に迫っていないことである。すなわち、「被害」や「支援」という言葉をめぐると対立する議論に参加しながらも、その議論を可能にする言説空間がそもそもいかなる磁場のもとで成立しているものなのかについて、明らかにしていない。要するに、自らが参与する言説空間の基盤となる認識枠組み自体を、歴史的に相対化できていないのである。

3.2 社会構造ないし社会意識の変動という視点から犯罪被害者保護をアツかう先行研究

一方で、犯罪被害者保護への注目がなぜ1990年代以降に生じたのかについて、そしてその注目がいかなる帰結をもたらしたのかについて、複数の説明がなされてきた。

土井隆義は、社会が非行少年を生み出した加害者だという考えに対して、人々がリアリティを感じなくなったという。そのために、少年法がパターンリズムの範囲を犯罪被害者というあらたな対象にまで拡大したと考察する(土井 2002: 126-31)。さらに和田仁孝は、法システムがその妥当領域を被害者保護にまで拡張した要因を、個人化によって法システムに「感情」が横溢したことに求める(和田 2004: 419-23)。また河合幹雄は、社会構造の変動によって犯罪と非犯罪との間の境界が曖昧化したことで、一般市民が自らを潜在的犯罪被害者だと認識するようになったという。このことが、犯罪被害者保護にかんする制度改革の推進力になったと分析する(河合 2001: 103-4, 2004: 185-7)。

以上の先行研究は、犯罪被害者保護への注目の高まりを社会構造ないし社会意識の変動と結びつける点に特徴がある。しかし、言説の変動を、社会構造ないし社会意識の変動というマクロな枠組みによって説明することにとどまっている。そのために、言説内に含まれる複数の論理の関係を記述できていない¹⁹⁾。

犯罪被害者支援の言説が成立する背景には、筆者が今後の研究において明らかにするように、複数の学問領域間において「被害者」という言葉をめぐって展開された対立する議論があった。しかし以上の研究においては、これらの議論があらかじめ分析の対象から除外されている。

言説の変動は、赤川学が論じるように、社会変動ないし社会意識という言説外要因のみによって完全に説明し切れるものではない。それは、言説外要因に重きをおく研究と並行して、言説内要因に重きをおく研究がなされてこそ、より正確に説明されるものである(赤川 2006: 36-41)。いいかえれば、言説内に含まれる複数の論理の関係を精査することで、その関係から社会構造の変動を逆照射する研究が展開される必要がある。

3.3 構築主義およびエスノメソドロジーにおける被害者研究

以上のように、犯罪被害者支援の言説の歴史的な形成過程について分析するためには、言説内に含まれる複数の論理の関係を記述する必要があると論じた。その課題にとり組むうえで有益な視点を提供してくれる先行研究が、構築主義およびエスノメソドロジー（以下、「EM」と省略して記述する）における被害者研究によって蓄積されてきた。

構築主義およびEMにおける被害者研究は、日常的な言語行為ないし科学言説（とりわけ社会科学の言説）において、被害者というカテゴリーが所与の客観的な状態として想定されていると批判してきた。これらの研究は、被害者というカテゴリーを、「クレーム申し立て活動 (claims-making activity)」（Spector and Kitsuse 1977=1990:119）や「成員カテゴリー化装置 (membership categorization device)」（Sacks 1974:218）という分析枠組みにもとづき、人々による意味付与の活動の水準で記述してきた。

R. D. ワトソンは、警察による尋問と事情聴取における会話にもとづき、被害者のカテゴリー化と犯行動機の構築とが、警察官－容疑者間の相互行為において相互に関連づけておこなわれると考察する (Watson 1983=1996)。また J. A. ホルスタインと G. ミラーは、新聞やテレビにおける発話にもとづき、被害者というカテゴリーがある人間に特定の形容詞を付与する言語行為のなかで構築されると分析する。その形容詞として、「無垢 (innocence)」（Holstein and Miller 1990:105）、「受動的な (passive)」，ならびに「無力な (helpless)」（Holstein and Miller 1990:119）という形容詞をあげる。

以上の構築主義およびEMにおける被害者研究に依拠して、日本でも多くの事例研究が蓄積されてきた（鮎川 1996；土井 1998；狩谷 1998；北澤 2001；山本 2001；片桐隆嗣 2002；小宮 2009；越川 2009）。

構築主義およびEMにおける被害者研究は、被害者という言葉の運用方法や、その言葉に付与される形容詞に注目する点で、有益な視点を提供してくれる。しかしその研究には、以下の2点の限界がある。

第1に、被害者というカテゴリーの基盤となる学問的な思考枠組みを十分に記述できていない点である¹⁴⁾。第2に、犯罪被害者にかんする複数の学問領域の交差を記述できていない点である。

犯罪被害者支援の歴史社会学は、これらの限界を乗り越えるために、以下の2つのことを課題にする。第1に、1970年代における犯罪被害者救済の言説が、刑事法学・被害者学の領域と社会保障の領域とが交差することで展開された過程を、歴史的に記述することである。第2に、1990年代における犯罪被害者支援の言説が、刑事法学・被害者学の領域と精神医学・臨床心理学の領域とが交差することで展開された過程を、歴史的に記述することである¹⁵⁾。

4 犯罪被害者救済ないし支援にかんする歴史研究

4節では、3節の終わりで提示した2つの課題を踏まえて、犯罪被害者救済ないし支援にかんする歴史研究を、筆者がもっとも直接的な批判対象に位置づける先行研究として考察する。その先行研究は、佐藤雅浩によるものと大谷通高によるものである。

4.1 佐藤雅浩「近代日本における被害者像の転換」

佐藤雅浩は、大正期以降の新聞報道の分析にもとづき、被害者像が1970年代に転換したと考察する。佐藤雅浩は、被害者の概念が1950年代なかばから1970年代にかけて拡張されることで、既存の被害者像がゆらいだと論じる。その被害者概念の拡張とゆらぎが、従来は被害者として語られてこなかった集団があらたに被害者として語られはじめることで生じたと分析する。その集団として、戦災や原水爆関連の被害者、交通事故の被害者、ならびに公害・環境汚染・薬害の被害者をあげる（佐藤雅浩 2013b：139-42）。

そして、この被害者概念の拡張とゆらぎが、1970年代に生じた犯罪被害者救済の言説においてももっとも顕著に現われたと考察する。その過程が、以下の段階を踏んで生じたと分析する。第1に、被害者の有責性を指摘する記事が古典的被害者学¹⁶⁾の成立を背景にして1960年代に書かれるようになることで、個々の被害者の性格や振る舞いについて関心もたれはじめた。第2に、犯罪者を社会の被害者だと見なす社会帰責論的な言説が1970年前後に形成されるようになった。そして第3に、社会帰責論的な思考が1970年代なかばに停止されることによって、犯罪被害者が「一般市民＝私たち」だという前提のもとにそれを救済しようとする言説が形成された（佐藤雅浩 2013b：142-4）。

さらに、被害者救済のために法制度の改正を求めることにとどまらずに、被害者の精神的な救済・支援を求める記事が、1990年代なかば以降に書かれるようになったと考察する。被害者の精神的な救済・支援が求められる言説においては、被害者の有責性を問う古典的被害者学の視点が失効し、誰もが「心の傷」を被る可能性があるという集合的な不安を前提にする、リスク論的な視点が支配的になったと分析する¹⁷⁾（佐藤雅浩 2013b：144-6）。

4.2 佐藤雅浩の限界——法学・被害者学の言説編成を精査する視点の欠落

佐藤雅浩は、被害者言説を対象とする歴史社会学研究の足がかりをつくった点で、あらたな研究領域を切り開いた。しかしその研究には、以下の3点の限界がある。

第1に、新聞報道における被害者言説の変容を、リスク論のような、言説に外在する変数を用いて説明することにとどまっている点である。佐藤雅浩は、精神疾患言説を対象とする別の研究において、新聞報道を中心的な史料とする一方で、

医学論文を検討することで、新聞報道によって大衆化された精神疾患言説だけでなく、新聞報道によって大衆化されなかった精神疾患言説を検討する。そのことをとおして、ある精神疾患言説が、いかなる要因によって大衆化され、いかなる要因によって大衆化されないのかを、同じ社会の異なる時期における複数の言説を比較することで分析する。そしてこの分析の視点を、「比較歴史社会学」として位置づける（佐藤雅浩 2013a：53-70）。しかしこの視点は、4.1でみた「近代日本における被害者像の転換」（佐藤雅浩 2013b）において欠落している。被害者言説の歴史社会学研究をさらに展開するには、大衆化される以前の被害者言説を学術論文・学術書の精査にもとづいて分析する必要がある。

第2に、「救済」と「支援」との間にある意味論的な差異を見落としている点である。この限界は、学術論文・学術書の精査が欠落しているという第1の限界から派生するものである。すなわち佐藤雅浩は、1970年代に生じたとする現代の被害者言説を、「加害者の『処罰』や『理解』にかわって、被害者の『救済』や『支援』により、社会の連帯やカタルシスの達成を目指す、新たな言説」（佐藤雅浩 2013b：148）として解釈する。この解釈においては、1970年代以降の犯罪被害者救済の言説と1990年代以降の犯罪被害者支援の言説とが、質的に同等なものとして平板に解釈されてしまっている。

第3に、1960年代における新聞報道の被害者言説を変容させた変数のひとつとして古典の被害者学に注目するところまでにはいたりながらも、古典的被害者学を、一時期に影響力をもっただけの変数として片づけてしまっている点である。しかし、被害者学の領域において形成された言説や思考枠組みは、筆者が今後の研究において明らかにするように、1960年代に限らず、その後の犯罪被害者救済ないし支援の言説を根底から規定してきた。佐藤雅浩は、そのことを見落としている。

4.3 大谷通高「社会的な救済の対象としての『犯罪被害者』」「犯罪被害者の法的救済についての歴史的考察」

4.2では、犯罪被害者支援の歴史社会学を展開するためには、法学・被害者学の学術論文・学術書の精査が必要であると論じた。現段階でこの課題にもっとも踏み込んでとり組んでいるのは、大谷通高による一連の研究である。

大谷通高は、牧野英一を中心として明治期の新派刑法学における議論を検討することで、明治期における「犯罪被害者の法的救済」の議論を記述する。大谷通高は、その議論の特徴が、民事訴訟と刑事訴訟の双方において個人が社会を循環させるための調整弁として位置づけられたことだと論じる。すなわち、その議論が、「刑罰の制裁機能を用いることで犯罪被害者の損害回復を図り、これにより民事の目的である社会の『経常なる状態』の回復を達成し、なおかつ刑事司法の目的である社会防衛・維持をも同時に達成する」（大谷通高 2012：170）ものだったと分析する¹⁸⁾。

さらに大谷通高は、別の論文において、1960年代から70年代にかけての被害者学と補償論にかんする学術論文・学術書を検討することで、1970年代における犯罪被害者救済にかんする議論を記述する。大谷通高は、その議論の特徴が、「犯罪被害の補償の問題が、被害者個人の問題ではなく、社会的な問題として位置づけられた」（大谷通高 2008：30-1）ことだと論じる。さらに、このように犯罪被害者が社会的な救済の対象として位置づけられるようになった契機が、以下の2点だと分析する。第1に、犯罪被害が社会的なコストとして位置づけられることで、犯罪被害の回復にかかるコストを負担することが、犯罪被害者に対してだけでなく、犯罪の被害を受けていない人々に対しても求められるようになった点である。第2に、犯罪被害者に対して補償をおこなうことが刑事司法の領域において正当化されることで、その補償が法秩序の維持という社会的な利益と結びつけられるようになった点である（大谷通高 2008：30-1）。

4.4 大谷通高の限界——犯罪被害者言説を社会保障の枠組みから分析する視点の欠落

大谷通高は、法学・被害者学の学術論文・学術書を「社会的」な視点から読み返すことによって、被害者学史を社会的な観点から再記述しようとした点で、あらたな研究領域を切り開いた。しかしその研究には、以下の3点の限界がある。

第1に、佐藤雅浩と同様に、犯罪被害者言説における「救済」という言葉の歴史的な意味を見落としている点である。この点は、具体的につぎの不十分な歴史記述に表われる。それは、1970年代以降の犯罪被害者言説を、「ある特定の主義・主張が偶発的な社会的諸契機を経ることで『正当なもの』として編成され、そこから特定の『犯罪被害者』像が立ち現れていく」ことで「犯罪被害者の多様さが縮減していく」（大谷通高 2008：25）ものとして単純に解釈してしまっている歴史記述である。この歴史記述は、「犯罪被害者は、本来多様なものである」という現在の視点から過去の史料を解釈してしまっている点で、歴史研究として問題のあるものである。なぜならば、この記述のもとでは、以下の歴史的な事実が見落とされるからである。その歴史的な事実とは、1970年代に形成された犯罪被害者救済の思考枠組みが、のちに刑事法学、被害者学、精神医学、ならびに臨床心理学の領域において受容ないし批判されることで、むしろ犯罪被害者支援の言説の起点になったというものである（岡村 2014：34）。

第2に、明治期の新派刑法学における補償論と1970年代の刑事法学・被害者学における救済論とを、分析概念として精緻化されていない「社会的」という言葉のもとで、質的に同等なものとして平板に解釈してしまっている点である。しかし、1970年代における犯罪被害者救済の言説の特徴は、刑事法学者によって社会保障・社会保険の設計が明確に意識されはじめた点にあった（岡村 2014：27-8）。したがってその言説は、民事訴訟および刑事訴訟の枠内で社会防衛を目指した新派刑法学における補償論と質的に大きく異なるものだった。

第3に、犯罪被害者言説を社会保障の枠組みから分析する視点が欠落している点である¹⁹。この限界は、「社会的」という言葉を分析概念として精緻化できていないという第2の限界から派生するものである¹。犯罪被害者というカテゴリーが1970年代に社会保障・社会保険の枠組みのもとでとらえられることが可能になるには、つぎの認識が成立する必要があった。すなわち犯罪被害を、社会保障の枠組み、いいかえれば社会保障費の徴収および財の再分配という枠組みのなかでとらえる認識が、学者のレベルにおいても大衆のレベルにおいても成立する必要があった。以上の認識は、学術論文・学術書のみにもとづく分析によってはとらえ切れないものである。1970年代の犯罪被害者救済の言説における「社会」という言葉の含意は、学術論文・学術書の検討と並行して、大衆レベルの言説の分析（岡村 2013）をおこなうことによってこそ、正確に測定できるものである。

5 分析視角

5.1 言説分析という方法

筆者は、以上で提示した先行研究の限界を乗り越えるために、犯罪被害者支援の言説が形成された歴史的な過程を、特定の学問領域内で形成された思考枠組みと、複数の学問領域の間で生じた交差に注目することによって、分析する。以上の視角は、学知の言説編制を分析する言説分析（Foucault 1963=1969, 1966=1974など）に基本的に依拠するものである。

しかし、M. フーコーの理論をそのまま援用するのではなく、フーコーの方法を有効な参照点のひとつとする視角（赤川 1999:18-9）にもとづく²⁰。その理由は、以下の2つである。第1に、研究対象とする犯罪被害者支援の言説が日本社会に固有の歴史的な条件のもとで形成された側面が強いため、その言説を分析するうえでは、フーコーの枠組みをそのまま適用することが不適切だからである。第2に、研究対象とする犯罪被害者支援の言説が、フーコーが研究対象とする学問領域を越える範囲に属する複数の学問領域が交差することで形成されたからである。ここでいう複数の学問領域とは、法学、被害者学、社会保障、精神医学、ならびに臨床心理学である²¹。

5.2 犯罪被害者支援の歴史社会学における3つの視点

筆者は、犯罪被害者支援の歴史社会学を以下の3つの視点のもとで展開する。

第1に、法学・被害者学の領域という、被害者を研究対象とする学問領域のなかで歴史的に主要な位置を占めてきた領域において、被害者というカテゴリーの基盤となる思考枠組みがいかにして形成されたのか分析する。すなわち、学者集団による議論をとおして特定の概念がいかにして言説化されたのか²²、そしてその学者集団によっていかなる学問の地平が切り開かれたのか²³分析する。

第2に、犯罪被害者支援の言説とそれに先行する言説が、法学・被害者学の領

域が精神医学・臨床心理学の領域と交差することで、いかにして形成されたのか分析する。すなわち、被害者というカテゴリーやそのカテゴリーに付随するさまざまな言葉をめぐって展開された議論を、複数の学問領域間における対立する議論に注目して、分析する²⁴⁾。

第3に、犯罪被害者救済の言説が、法学・被害者学の領域が社会保障の領域と交差することで、いかにして形成されたのか分析する。すなわち、社会保障や社会保険の思考枠組みが、犯罪被害者救済の言説の形成過程において、いかにして用いられたのか分析する²⁵⁾。

筆者は、とくに第3の視点にもとづく分析をおこなうために、研究対象における「社会」の意味を複数の方向から記述する。4.4で論じたように、犯罪被害者救済の言説が1970年代に形成されたことの歴史的な含意を検討するためには、つぎの過程を分析する必要がある。その過程とは、犯罪被害を社会保障の枠組みのなかでとらえる認識が、学者のレベルにおいても大衆のレベルにおいても成立した過程である。筆者は、一方で、大衆レベルの認識を分析するために、新聞報道がどのように言説を編制したのか分析する。他方で、学者による「社会」の認識を分析するために、特定の学者集団がどのように「社会」を意識するなかで学知の言説を編制したのか分析する²⁶⁾。以上の手続きによって、言説内に含まれる、「社会」に対する複数の認識を記述する。

6 犯罪被害者支援の歴史社会学の構想

6.1 研究目的

6節では、以上の先行研究と分析視角の検討を踏まえ、犯罪被害者支援の歴史社会学の構想を提示する。

犯罪被害者支援の歴史社会学は、これまでみてきたように、特定の学問領域における学知の言説編制と、複数の学問領域の交差を分析する。その複数の学問領域とは、法学、被害者学、社会保障、精神医学、ならびに臨床心理学である。

犯罪被害者支援にかんする複数の学問領域の交差は、以下の諸概念をとおして形成された。「2次被害」という被害者学の領域における概念、「社会保険」という社会保障の領域における概念、「有責性」という法学および被害者学の領域における概念、「権利」という法学および社会保障の領域における概念、「援助」という精神医学および臨床心理学の領域における概念である²⁷⁾。

いいかえれば、犯罪被害者支援の言説は、法学・被害者学という、民事上ないし刑事上の責任（有責性）を思考枠組みの基盤とする学問領域と、精神医学・臨床心理学という、人間の内面的な被害感情を思考枠組みの基盤とする学問領域とが交差するなかで、形成された。そして、これらの2つの領域の間を縫うかたちで社会保障や対人援助という要素が入り込むなかで、形成された。

犯罪被害者支援の歴史社会学は、以上の視点から、特定の学問領域内で形成さ

れた思考枠組みと、複数の学問領域の間で生じた交差を記述する。そのことをとおして、犯罪被害者支援の言説の歴史的な形成過程を分析する。以上の分析をおして、学者が「被害者」というカテゴリーを構成する営為、およびそのカテゴリーに分類された人間に対して何かしらの働きかけをおこなう営為の形式が、近代日本においていかに形成され、変容してきたのか明らかにすることを目的とする。

6.2 歴史記述の展望

最後に、筆者が犯罪被害者支援の歴史社会学においておこなう歴史記述の展望を示すことで、本稿を結びたい。

犯罪被害者という言説は、歴史的にみると、刑法学、刑事法学、ならびに被害者学を専門にする学者（牧野 1909 [1911]；宮澤 1966；大谷実 1975など）と²⁸⁾、精神医学、臨床心理学、ならびに被害者学を専門にする学者（中田 1958；小西 1996；中島 1997など）を中心として展開されてきた。

これらの学者によって、「支援」という言葉にさき立ちさまざまな言葉が、被害者に何かしらの働きかけをおこなう行為を表わす言葉として用いられてきた。具体的には、「補償²⁹⁾」（1900年代以降）、「保護³⁰⁾」（1900年代以降、とりわけ1940年代以降）、「救済³¹⁾」（1900年代以降、とりわけ1970年代以降）、ならびに「援助³²⁾」（1990年代以降）である³³⁾。

近代日本において犯罪被害に対する損害賠償をおこなう法制度が整備されはじめたのは、現行民法が1898年に施行されて以降だった。現行民法の施行に続き、犯罪者の性格の矯正と裁判官の裁量の拡大を特徴にする（牧野 1907b：8）現行刑法が1908年に施行された。牧野英一³⁴⁾は、この新刑法の制定をめぐる議論において、はじめて犯罪被害者の「補償」ないし「救済」について論じた。牧野は、法学における2つの側面、すなわち刑法の枠組みをとおした犯罪者の処遇という側面と、民法の枠組みをとおした犯罪被害者の補償ないし救済という側面とを有効に結びつけることで、社会防衛を図ろうとした（牧野 1907a：1339）。

その後、民間の保険会社が、大正期に入って自動車数が増加したことにもない、個人にかわって交通事故による被害の賠償をおこなうようになった。東京海上社が1914年に自動車保険を開始したのははじめとして、1940年までに、16社が自動車保険の事業に着手した（自動車保険料率算定会編 1996：10）。戦後になると、「自動車損害賠償保障法」が1955年に施行されることで、行政が、民間の保険会社による交通事故を対象とした対人賠償保険の事業に直接的に介入するようになった。具体的には、以下の施策が実施された。民間の保険会社が運営する自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）への個人の強制加入（亀井 1956：86）、行政による再保険をとおした自賠責保険の財源の調整（亀井 1956：88-9）、ならびに無保険車による交通事故の被害者を対象とする公的保障事業の整備（亀井 1956：86-7）である。自動車損害賠償補償法にかんする議論においては、

行政による直接的な介入が視野に入れられることで、学者の議論や行政・立法過程での議論において、「保護」という言葉が用いられた。

犯罪被害者言説において歴史的な転換点となったのは、犯罪被害者の「救済」にかんする議論が1970年代以降に展開されたことだった。この議論は、刑事法学・被害者学を専門にする宮澤浩一と大谷実を中心として展開された。従来の被害者言説と比べてさいに浮かびあがる犯罪被害者救済の言説の特徴は、以下の2点である。第1に、刑法で犯罪だと規定されるあらゆる行為による被害が、過失犯と故意犯の区別にかかわらず、救済の対象として視野に入れられるようになった点である。第2に、犯罪被害者の救済が、社会保障ないし社会保険という、行政によって全面的に運用される法制度の設計をとおして目指されるようになった点である。いいかえれば、刑事法学・被害者学を専門にする学者が、社会保障ないし社会保険の枠組みにもとづいて犯罪被害について思考しはじめたということである。要するに、刑事法学・被害者学を専門にする学者が、「社会」を、救済の対象として、そして救済のために要する財源の徴収さきとして、視野に入れはじめたのである（岡村 2014：28）。

1990年代になると、小西聖子³⁵⁾を中心として、法学・被害者学の領域で形成された犯罪被害者救済の思考枠組みに対する批判が展開されるようになった。この批判においては、従来の犯罪被害者救済の思考枠組みが被害者にさらなる2次被害を与えるものだとされた。そのうえで、犯罪被害者の主体的な回復を「援助」することが目指された。以上の批判を受け、大谷実と諸澤英道³⁶⁾を中心として、精神医学・臨床心理学の思考枠組みをとり入れた「支援」の言説が形成された。

以上の歴史を詳細に記述することが、今後の課題である。

[注]

- 1) たとえば、諸澤英道（1999）、瀬川晃編（2000）、椎橋隆幸編（2000）、藤森和美編（2001）、諸澤英道・小西聖子編（2001）、大和田攝子（2003）、長井進（2004）、石井朝子（2009）などである。
- 2) 当該期間において出版された、特集名に被害者という言葉および支援という言葉を含む特集として、以下のものがある。1999年の『警察学論集』の特集（「特集・被害者支援の動向と課題」『警察学論集』52(8)：1-58）、2000年の『現代刑事法』の特集（「特集・犯罪被害者の保護と支援」『現代刑事法』2(2)：4-72）、ならびに注7であげる特集である。
- 3) 収集した論文・記事の総数は、1,732本である。収集した論文・記事は、論文・記事のタイトル、特集のタイトル、あるいは雑誌名に被害者という言葉を含むものである。具体的には、以下の2つの手続きによって収集したものである。

第1に、「CiNii Articles」において「被害者」をキーワードにして検索した論文・記事から、非該当のものを除いた論文・記事である。除いたものは、①

論文・記事の本文を確認したところ、被害者という言葉がタイトルに含まれていなかったもの（被疑者、被災者、被爆者からの誤植などによる）、②単一の論文・記事が複数の論文・記事として入力されていた場合における、重複分のもの、③国立国会図書館に蔵書がなかったものである。

第2に、『被害者学研究』（第1号－第10号）に掲載された論文である。

- 4) 「犯罪被害者等給付金の支給に関する法律」が1981年に施行されたことを受けて、同年に結成された公益法人である。犯罪被害によって死亡した被害者の遺児に対して奨学金を給与する団体である。2011年に、公益財団法人として認定された。
- 5) 1990年に結成された学会である。宮澤浩一が初代の理事長を務めた。会員の大半は、法学者ないし法務関係の実務家によって占められる。
- 6) 1992年3月に、精神医学を専門にする山上皓を代表として、東京医科歯科大学難治疾患研究所のなかに設置された民間団体である。2000年に、被害者支援都民センターに改称された。2010年に、公益社団法人として認定された。
- 7) 第1回犯罪被害者支援フォーラムは、『警察学論集』の特集において紹介された（「特集・被害者対策の進展 犯罪被害者支援フォーラム基調講演」『警察学論集』50(4)：94-159）。また第3回と第4回も、同誌の特集において紹介された（「特集・第3回犯罪被害者支援フォーラム」『警察学論集』52(3)：1-58；「特集 第4回犯罪被害者支援フォーラムの概要」『警察学論集』53(3)：1-75）。
- 8) 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」および「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」である。これらの法律の詳細については、松尾浩也編（2001）を参照。
- 9) 宮澤浩一（1930-2010）は、刑事法学・被害者学を専門にする学者である。日本の被害者学の第1世代であり、はじめて被害者学の体系化をおこなった（宮澤 1966）。
- 10) 瀬川晃（1947-）は、刑事法学を専門にする学者である。日本の被害者学の第1世代である大谷実（1934-）の直弟子にあたる。
- 11) なお、障害者支援を対象とする先行研究に、佐藤恵による研究がある。佐藤恵は、被災障害者支援の活動をおこなう民間団体を対象とする聞きとり調査や会報の検討にもとづき、この団体が、障害者-支援者間の「対等」（佐藤恵 2010：24）な関係にもとづいて障害者の自立を支援する諸技法を、阪神・淡路大震災以降にいかにつくりあげたのか考察する（佐藤恵 2010）。

また堀智久は、障害者支援の言説そのものを対象とするわけではないが、障害者支援の源流になった活動として、臨床心理学者の議論を分析する。堀は、聞きとり調査や学会誌の検討にもとづき、障害者運動にかかわる臨床心理学者が、自らの専門性が障害者に与える抑圧性について自省する活動やその専門性を限定的に肯定する活動を、1960年代から80年代にかけていかにして展開した

のか分析する（堀 2014：108-44）。

- 12) また F. J. ウィードは、欧米における民間の被害者支援団体を対象とする大規模な量的調査を実施し、その調査結果にもとづいて分析をおこなう（Weed 1995）。
- 13) 犯罪被害者保護をあつかう先行研究は、この限界のために、保護という言葉と支援という言葉との間の歴史的な差異をとらえ損ねている。保護という言葉は、行政・立法過程において頻繁に用いられてきた。対して支援という言葉は、民間団体の活動が1990年代に活発化することにもなって頻繁に用いられるようになった。
- 14) この限界は、構築主義および EM の方法論から必然的に生じるものではない。構築主義に依拠するとされる先行研究でも、ソーシャルワークの言説の基盤となる学問的な思考枠組みを歴史的に記述する L. マーゴリン（Margolin 1997=2003）や、児童虐待の言説を記述する上野加代子・野村知二（2003）などの、秀逸な研究が蓄積されてきた。ここで筆者が指摘したいのは、少なくとも構築主義の被害者研究においては、被害者というカテゴリーの基盤となる学問的な思考枠組みが十分に検討されてこなかったということである。
- 15) なお、構築主義の被害者研究においても、被害者カテゴリーの歴史的な変遷をあつかう先行研究が蓄積されてきた（Best 1990, 1999；Berns 2004）。しかしこれらの研究は、被害者というカテゴリーの基盤となる学問的な思考枠組みを分析していない。
- 16) ここで佐藤雅浩がいう「古典的被害者学」とは、被害者の有責性について分析することを中心的な研究課題とした、初期の被害者学を指している。初期の被害者学は、中田修(1958)がはじめて輸入した。のちにその知見は、宮澤(1966)によって体系化された。
- 17) ほかに、近年、新聞報道にもとづいて被害者言説を分析する歴史研究がなされるようになってきた（山腰 2013；桜井 2014など）。
- 18) 牧野の議論を検討したほかの先行研究として、芹沢一也（2001）、および宿谷晃弘（2013）がある。
- 19) この限界は、大谷通高に限らず、ほとんどの被害者研究が共有するものである。
- 20) 言説分析を「方法」ととらえることに対しては、一方で、批判的な立場がある（遠藤 [2000] 2006：29-30など）。他方で、言説分析を、歴史社会学の方法を洗練するうえで検討されるべき方法のひとつとして位置づける立場がある（赤川 1999：18-9）。筆者は、構築主義の被害者研究から分析の基本的な視点をえつつも、その限界を乗り越えるために、言説分析の方法を有効な参照点のひとつとする。その点で、後者の赤川の立場に依拠する。
なお赤川は、一方で、初期の研究で、分析視角の基本を言説分析においたうえで、構築主義を補助的な分析視角として位置づける（赤川 1999：36-8）。

最近の研究では、その延長線上で、1人の学者の言説実践を精査する研究もおこなっている(赤川 2014)。他方で、分析視角の基本として構築主義を選択することもある(赤川 2012:20-3)。すなわち赤川は、個別の研究課題に応じて、言説分析と構築主義のどちらに分析視角の重きをおくのか、そのつど選択するという立場をとっているといえる。

- 21) フーコーが研究対象とする学問領域のうちで、犯罪被害者支援の言説と関連する領域として、以下のものがある。精神医学(Foucault [1961] 1972=1975など)、臨床医学(Foucault 1966=1974など)、ならびに刑事司法(Foucault 1975=1977など)である。
- 22) この視点は、赤川(1999:56)から示唆を受けたものである。
- 23) この視点は、石井幸夫(2009)、および友澤悠季(2014)から示唆を受けたものである。
- 24) 近年、近代日本を対象として、特定の言葉をめぐって展開された対立する議論に注目して歴史記述をおこなう歴史社会学研究ないし知識社会学研究が蓄積されてきている(元森 2009;仁平 2011;佐藤雅浩 2013aなど)。
- 25) 福祉社会学の領域では、特定の社会保障制度が設計された過程を、おもに行政史料にもとづいて記述する先行研究が蓄積されてきた(副田 1995;樽川 2010など)。

対して筆者は、実際の制度の形成過程でなく、法学者・被害者学者が社会保障の思考枠組みを、自らの学問領域の範囲を広げるためにいかにして用いたのかに注目する。すなわちその思考枠組みを、言説編成のために用いられた資源として、いいかえればレトリック(Best 1987=2000)としてとらえる。この視点は、研究対象の特性にしたがったものである。すなわち、犯罪被害者救済ないし支援に従事してきた法学者・被害者学者の活動の中心が、社会保障制度の設計の実務になかったという事情によるものである。

- 26) この視点は、石井幸夫の研究から示唆を受けたものである。石井幸夫は、永井潜の学術論文・学術書を史料として、優生学の言説編成と日常的概念の関係を考察する。石井幸夫は、永井が、人間の性質が遺伝と環境の相互作用によって決定されるという曖昧な日常的概念を、人間の精神的特質が遺伝によって生物学的に決定されるという科学的概念によって書きかえようとしたと述べる(石井幸夫 2009:202-4)。そして永井がその過程で、自らの議論に対する一般的な評価をどのように意識したのか(石井幸夫 2009:210-2)、科学の真理に対する日常的な直観をどのように動員したのか(石井幸夫 2009:212-5)、ならびに日常的な推論方法をどのように活用したのか(石井幸夫 2009:221-5)分析する。
- 27) 先行研究では、以上の諸概念が犯罪被害者支援の言説の形成過程においてもった歴史的な意味と、以上の諸概念間の関係について、記述されてこなかった。2次被害という概念を検討する先行研究に、佐藤恵(1997)、および大谷通

高 (2006) がある。しかしこれらの研究は、2次被害という概念を、現在の現象を記述するための概念として位置づけることにとどまっている。そのため、2次被害という概念が犯罪被害者支援の言説の形成過程においていかにして用いられたのか、考察できていない。

また社会保険を対象とした歴史研究に、R. カステル (Castel 1995=2012)、および P. ロザンヴァロン (Rosanvallon 1995=2006) がある。しかし、犯罪被害者救済の言説を社会保険という思考枠組みに注目して分析する研究は、なされてこなかった。

28) 本稿では、書名で用いられた旧字体の漢字を新字体にあらためた。

29) たとえば、牧野英一 (1904) である。

30) たとえば、前田陽之助 (1949) である。

31) たとえば、野村好弘編 (1970)、後藤芳則 (1974)、大谷実 (1975) である。

32) たとえば、小西聖子 (1996) である。

33) この視点は、仁平典宏 (2011) から示唆を受けたものである。仁平は、「ボランティア」という言説の歴史的な形成過程を記述するために、その言説に先行する「慈善」と「奉仕」という言葉に注目する。

34) 牧野英一 (1878-1970) は、刑法学を専門にする学者である。

35) 小西聖子 (1954-) は、精神医学・被害者学を専門にする学者である。

36) 諸澤英道 (1942-) は、刑事法学・被害者学を専門にする学者である。

[文献]

赤川学, 1999, 『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房。

———, 2006, 『構築主義を再構築する』勁草書房。

———, 2012, 『社会問題の社会学』弘文堂。

———, 2014, 『明治の「性典」を作った男——謎の医学者・千葉繁を追う』筑摩書房。

鮎川潤, 1996, 「フィクションとしての逸脱行動——『被害者』の社会的構築を中心として」磯部卓三・片桐雅隆編『フィクションとしての社会——社会学の再構成』世界思想社, 156-83。

Berns, Nancy, 2004, *Framing the Victim: Domestic Violence Media and Social Problems*, New Jersey: Transaction Publishers.

Best, Joel, 1987, "Rhetoric in Claims-Making: Constructing the Missing Children Problem," *Social Problems*, 34(2): 101-21. (=2000, 足立重和訳「クレイム申し立てのなかのレトリック——行方不明になった子どもという問題の構築」平英美・中河伸俊編『構築主義の社会学——論争と議論のエスノグラフィー』世界思想社, 148-92.)

———, 1990, *Threatened Children: Rhetoric and Concern about Child-*

- Victims*, Chicago: University of Chicago Press.
- , 1999, *Random Violence: How We Talk about New Crimes and New Victims*, California: University of California Press.
- Castel, Robert, 1995, *Les métamorphoses de la question sociale: une chronique du salariat*, Paris: Réédition Folio-Gallimard. (=2012, 前川真行訳『社会問題の変容——賃金労働の年代記』ナカニシヤ出版.)
- 土井隆義, 1998, 「加害者としての少年, 被害者としての少年——ある対教師暴力事件をめぐる記述の政治学」『犯罪社会学研究』23: 90-112.
- , 2002, 「犯罪被害者問題の勃興とパターンリズム——少年法改正をめぐる構築と脱構築の力学」『法社会学』57: 114-34.
- 遠藤知巳, [2000] 2006, 「言説分析とその困難(改訂版)——全体性/全域性の現在的位相めぐって」『言説分析の可能性——社会学的方法の迷宮から』東信堂, 27-58.
- Foucault, Michel, [1961] 1972, *Histoire de la folie à l'âge classique*, Paris: Éditions Gallimard. (=1975, 田村俣訳『狂気の歴史——古典主義時代における』新潮社.)
- , 1963, *Naissance de la Clinique: une archéologie du regard medical*, Paris: Presses Universitaires de France. (=1969, 神谷美恵子訳『臨床医学の誕生』みすず書房.)
- , 1966, *Les mots et les choses: une archéologie des sciences humaines*, Paris: Éditions Gallimard. (=1974, 渡辺一民・佐々木明訳『言葉と物——人文科学の考古学』新潮社.)
- , 1975, *Surveiller et punir: naissance de la prison*, Paris: Éditions Gallimard. (=1977, 田村俣訳『監獄の誕生——監視と処罰』新潮社.)
- 藤森和美編, 2001, 『被害者のトラウマとその支援』誠信書房.
- 後藤芳則, 1974, 『安全運転管理の実務——被害者の救済を含む』啓正社.
- 浜井浩一, 2004, 「日本の治安悪化神話はいかに作られたか——治安悪化の実態と背景要因」『犯罪社会学研究』29: 10-26.
- Hamai, Koichi and Ellis, Tom, 2008, “Genbatsuka: Growing Penal Populism and the Changing Role of Public Prosecutors in Japan?,” *Japanese Journal of Sociological Criminology*, 33: 67-92. (=2009, 浜井浩一訳「日本における厳罰化とポピュリズム——マスコミと法務・検察の役割, 被害者支援運動」日本犯罪社会学会編『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』現代人文社, 90-127.)
- Holstein, James A. and Miller, Gale, 1990, “Rethinking Victimization: An Interactional Approach to Victimology,” *Symbolic Interaction*, 13(1): 103-22.
- 堀智久, 2014, 『障害学のアイデンティティ——日本における障害者運動の歴史

から』生活書院.

- 石井朝子, 2009, 『よくわかる DV 被害者への理解と支援 —— 対応の基本から法制度まで 現場で役立つガイドライン』明石書店.
- 石井幸夫, 2009, 「優生学の作動形式 —— 永井潜の言説について」酒井泰斗・浦野茂・前田泰樹・中村和生編『概念分析の社会学 —— 社会的経験と人間の科学』ナカニシヤ出版, 196-232.
- 伊藤智樹, 2008, 「語り手に『なっていく』ということ —— 輻輳する病いの自己物語」崎山治男・伊藤智樹・佐藤恵・三井さよ編『〈支援〉の社会学 —— 現場に向き合う思考』青弓社, 21-39.
- 自動車保険料率算定会編, 1996, 『自動車保険料率算定会30年史』自動車保険料率算定会.
- 亀井利明, 1956, 「自動車損害賠償責任保険の概要」『関西大学商学論集』1(2): 81-94.
- 狩谷あゆみ, 1998, 「法廷における犯行動機の構成と被害者のカテゴリー化 —— 『道頓堀野宿者殺人事件』を事例として」『社会学評論』49(1): 97-109.
- 片桐隆嗣, 2002, 「『当事者』の社会的構築 —— 『当事者』カテゴリーの変動とそのリアリティ」北澤毅・片桐隆嗣『少年犯罪の社会的構築 —— 「山形マツト死事件」迷宮の構図』東洋館出版社, 165-228.
- 河合幹雄, 2001, 「近代理性的秩序の限界・偶然性の統制 —— 犯罪被害者をめぐる制度改革の方向」『法社会学』55: 102-16.
- , 2004, 『安全神話崩壊のパラドックス —— 治安の法社会学』岩波書店.
- 北澤毅, 2001, 「少年事件における当事者問題 —— カテゴリー配置をめぐる言説と現実」中河伸俊・北澤毅・土井隆義編『社会構築主義のスペクトラム —— パースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ出版, 114-32.
- 小宮友根, 2009, 「『被害』の経験と『自由』の概念のレリヴァンス」酒井泰斗・浦野茂・前田泰樹・中村和生編『概念分析の社会学 —— 社会的経験と人間の科学』ナカニシヤ出版, 130-62.
- 小西聖子, 1996, 『犯罪被害者の心の傷』白水社.
- 越川葉子, 2009, 「少年犯罪被害者の語りにおける成員カテゴリー化実践 —— 被害当事者の手記分析を通して」『立教大学教育学科研究年報』53: 183-96.
- 前田陽之助, 1949, 「自動車責任保険と被害者の保護」『運輸と経済』4(4): 21-5.
- 牧野英一, 1904, 「犯罪被害者に対する賠償の実際的方法」『法学協会雑誌』22(1): 94-108.
- , 1907a, 「犯罪ノ被害者ニ対スル賠償問題」『法学志林』9(11): 1338-44.
- , 1907b, 『改正 刑法通義』警眼社.
- , 1909 [1911], 『増補2版 刑事学の新思潮と新刑法』警眼社.

- Margolin, Leslie, 1997, *Under the Cover of Kindness: The Invention of Social Work*, Virginia: University Press of Virginia. (=2003, 中河伸俊・上野加代子・足立佳美訳『ソーシャルワークの社会的構築——優しさの名のもとに』明石書店.)
- 松尾浩也編, 2001, 『逐条解説 犯罪被害者保護 2 法』有斐閣.
- 宮澤浩一, 1966, 『被害者学の基礎理論』世界書院.
- , 2000, 「被害者支援の意義」瀬川晃編『講座 被害者支援 第1巻——犯罪被害者支援の基礎』東京法令出版, 1-40.
- 諸澤英道, 1999, 『被害者支援を創る』岩波書店.
- 諸澤英道・小西聖子編, 2001, 『講座 被害者支援 第4巻——被害者学と被害者心理』東京法令出版.
- 元森絵里子, 2009, 『「子ども」語りの社会学——近現代日本における教育言説の歴史』勁草書房.
- 長井進, 2004, 『犯罪被害者の心理と支援』ナカニシヤ出版.
- 中田修, 1958, 「Mendelsohn 氏の被害者学(La victimologie)——生物・心理・社会学的な科学の新しい1部門」『犯罪学雑誌』24(6): 178-84.
- 中島聡美, 1997, 「犯罪被害者の心のケアをめぐる問題」『法律のひろば』50(3): 37-44.
- 仁平典宏, 2011, 『「ボランティア」の誕生と終焉——〈贈与のパラドックス〉の知識社会学』名古屋大学出版会.
- 野村好弘編, 1970, 『公害の紛争処理と被害者救済』帝国地方行政学会.
- 岡村逸郎, 2013, 『「通り魔的」の誕生と犯罪被害者問題——犯罪被害者補償に関する新聞報道のカテゴリー化実践に注目して』『犯罪社会学研究』38: 110-23.
- , 2014, 「犯罪被害者救済の言説の地平はいかにしてきりひらかれたのか——〈社会保険〉がつくりあげた, 大谷実の實踐について」『年報社会学論集』27: 25-36.
- 大谷通高, 2006, 「刑事司法における2次被害——2次被害の概観と整理」『Core Ethics』2: 233-45.
- , 2008, 「社会的な救済の対象としての『犯罪被害者』——60・70年代の日本の被害者学と補償論の考察から」『Core Ethics』4: 25-35.
- , 2012, 「犯罪被害者の法的救済についての歴史的考察——明治期の新派刑法学の思想的特徴から」『生存学研究センター報告』17: 150-74.
- 大谷実, 1975, 『犯罪被害者と補償——“いわれなき犠牲者”の救済』日本経済新聞社.
- 大和田攝子, 2003, 『犯罪被害者遺族の心理と支援に関する研究』風間書房.
- Rosanvallon, Pierre, 1995, *La nouvelle question sociale: repenser l'état-providence*, Paris: Seuil. (=2006, 北垣徹訳『連帯の新たなる哲学——福

- 社国家再考』勁草書房.)
- Sacks, Harvey, 1974, "On the Analysability of Stories by Children," Turner, Roy ed., *Ethnomethodology*, London: Penguin, 216-32.
- 崎山治男, 2008, 「〈支援〉の社会学に向けて」崎山治男・伊藤智樹・佐藤恵・三井さよ編『〈支援〉の社会学——現場に向き合う思考』青弓社, 9-17.
- 崎山治男・伊藤智樹・佐藤恵・三井さよ編, 2008, 『〈支援〉の社会学——現場に向き合う思考』青弓社.
- 桜井淳平, 2014, 「『子どもの犯罪被害』に関する報道言説の通時的变化——〈被害防止対策〉拡大の源を探る」『子ども社会研究』20:31-45.
- 佐藤恵, 1997, 「性暴力における犠牲者非難と被害者の自己レイベリング——性暴力被害者の重層的被害」『現代社会理論研究』7:147-62.
- , 2001, 「犯罪被害者のアイデンティティ管理——被害者の社会学に向けて」『年報社会学論集』14:63-75.
- , 2003, 「犯罪被害者の『回復』とその支援——交通犯罪被害者遺族における被害者化過程の事例研究を通して」『犯罪社会学研究』28:96-109.
- , 2008, 「起点としての『聴く』こと——犯罪被害者のセルフヘルプ・グループにおけるある回復の形」崎山治男・伊藤智樹・佐藤恵・三井さよ編, 2008, 『〈支援〉の社会学——現場に向き合う思考』青弓社, 40-61.
- , 2010, 『自立と支援の社会学——阪神大震災とボランティア』東信堂.
- , 2013, 「『聴く』ことと『つなぐ』こと——犯罪被害者に対する総合的支援の展開事例」伊藤智樹編『ピア・サポートの社会学——ALS, 認知症介護, 依存症, 自死遺児, 犯罪被害者の物語を聴く』見洋書房, 123-56.
- 佐藤雅浩, 2013a, 『精神疾患言説の歴史社会学——「心の病」はなぜ流行するのか』新曜社.
- , 2013b, 「近代日本における被害者像の転換」中河伸俊・赤川学編『方法としての構築主義』勁草書房, 134-53.
- 瀬川晃, 2000, 「被害者支援の歩み」瀬川晃編『講座 被害者支援 第1巻——犯罪被害者支援の基礎』東京法令出版, 41-91.
- 瀬川晃編, 2000, 『講座 被害者支援 第1巻——犯罪被害者支援の基礎』東京法令出版.
- 芹沢一也, 2001, 『〈法〉から解放される権力——犯罪, 狂気, 貧困, そして大正デモクラシー』新曜社.
- 椎橋隆幸編, 2000, 『講座 被害者支援 第2巻——犯罪被害者対策の現状』東京法令出版.
- 副田義也, 1995, 『生活保護制度の社会史』東京大学出版会.
- Spector, Malcolm and Kitsuse, John I., 1977, *Constructing Social Problems*, Menlo Park, CA: Cummings. (=1990, 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問題の構築——ラベリング理論をこえて』マルジュ社.)

- 宿谷晃弘, 2013, 「慈愛と統制——大日本帝国期の我が国における被害者の損害填補に関する言説分析を中心に」『被害者学研究』23: 38-48.
- 樽川典子, 2010, 「母子概念の形成過程——階級とジェンダーの接合」副田義也編『内務省の歴史社会学』東京大学出版会, 237-84.
- 辰野文理, 2003, 「被害者支援における住民参加の現状と課題」『犯罪社会学研究』28: 55-65.
- 友澤悠季, 2014, 『「問い」としての公害——環境社会学者・飯島伸子の思索』勁草書房.
- 上野加代子・野村知二, 2003, 『〈児童虐待〉の構築——捕獲される家族』世界思想社.
- Watson, Rodney D., 1983, "The Presentation of Victim and Motive in Discourse: The Case of Police Interrogations and Interviews," *Victimology: An International Journal*, 8(1-2): 31-52. (=1996, 岡田光弘訳「談話における被害者と動機についての提示——警察による尋問と事情聴取の事例」『Sociology Today』7: 106-25.)
- 和田仁孝, 2004, 「『個人化』と法システムのゆらぎ」『社会学評論』54(4): 413-30.
- Weed, Frank J., 1995, *Certainty of Justice: Reform in the Crime Victim Movement*, New York: Walter de Gruyter.
- 山上皓, 2008, 「犯罪被害者支援の発展」全国被害者支援ネットワーク編『犯罪被害者支援必携』東京法令出版, 9-15.
- 山腰修三, 2013, 「水俣病被害者の『救済』をめぐるメディア言説の分析——1968年~1973年の全国紙の報道を事例として」『慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要』63: 45-52.
- 山本功, 2001, 「隣人訴訟がはじまるまで——被害者カテゴリーをめぐる」『現代社会理論研究』11: 122-37.